

伊東市立小中学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月5日

伊東市教育委員会

教育長 高橋 雄幸

伊東市教委規則第5号

伊東市立小中学校運営協議会規則（令和4年伊東市教委規則第1号）の一部を次のように改正する

第6条を次のように改める。

（協議の結果に関する情報の提供）

第6条 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

- (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、保護者等の理解を深めること。
- (2) 対象学校と保護者等との連携及び協力の推進に資すること。

「付則」を「附則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。